

○津山圏域資源循環施設組合職員安全衛生規則

平成 2 1 年 4 月 1 日

津山圏域資源循環施設組合規則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、労働安全衛生法（昭和 4 7 年法律第 5 7 号）に基づく職員の安全衛生及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成を促進するために必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第 2 条 職員の安全衛生等に関する事項については、津山市職員安全衛生規則（平成 2 9 年津山市規則／津山市議会規則／津山市選挙管理委員会規則／津山市監査委員規則／津山市公平委員会規則／津山市農業委員会規則／津山市教育委員会規則／津山市水道事業管理規程／第 1 号）を準用する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和 6 年 9 月 3 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。